

WTO知的財産体制の構築と その後の展開

平成24年(2012年)3月13日

明治大学法科大学院教授

鈴榮特許総合事務所弁理士

高倉成男

通産政策史第11巻(知的財産編)

- ・ 第1章 総論
- ・ 第2章 産業財産権制度の国際化への対応
- ・ 第3章 産業財産権の制度改正
- ・ 第4章 知的財産制度の運営基盤の整備
- ・ 第5章 21世紀の知的財産戦略の国家的取組

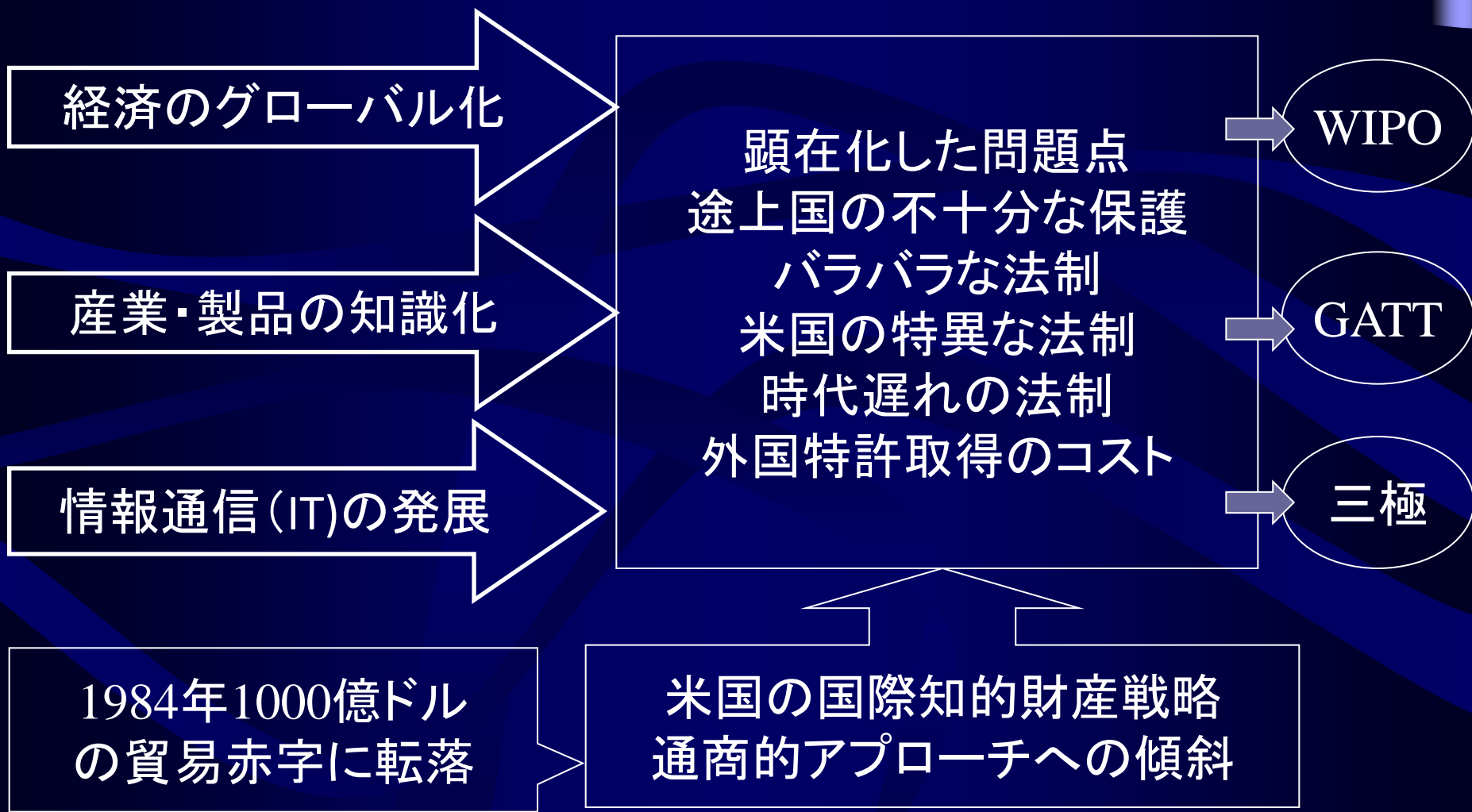
用語としてのTRIPS協定について

- Agreement on **T**rade-**R**elated **I**ntellectual **P**roperty Rights
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

TRIPS交渉を今振り返る意義

- 1980年代のアメリカにみる今日の日本の問題
 - 日独の追い上げ&過度のドル高→貿易赤字
 - 国際政治における発言力の相対的後退
 - 対策: 知財の強化・ドル高是正→強いアメリカ
- TRIPS交渉の成功がもたらした今日の新たな対立
 - 知財の重視→交渉チップとしての知財の高騰
 - 知財の拡大→生命、環境、インターネット

1980年代の知財問題の背景

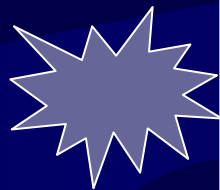


米国の通商的知財政策の展開

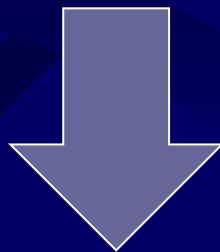
- 1970年代まで
 - GATT自由貿易体制の重視、国内市場の開放
- 1980年代
 - 貿易赤字→①ドル高是正、②知財の国際保護強化(特に、「医薬」「ソフト」)
 - ②の交渉の基本方針は、マルチとバイ
- 1990年代以降
 - 製造業の重視、イノベーションの視点の重視

TRIPS交渉における南北の対立

不十分な保護や
各国間のバラツキは
貿易の阻害要因



知的財産法制は
国内の公共政策。
制度設計は各国自由



GATTウルグアイランド交渉
一括合意による政治決着

1980年代当時の日本の立場

- 日米貿易摩擦問題の解決
 - 通商法301条の発動の回避（「審査遅延」等）
 - 先発明主義等の米国問題のマルチ的解決
- 途上国における保護強化
 - 模倣品対策
 - WIPOの条約への加盟促進（コスト削減）



米国とはやや異なる思惑で、UR交渉において知財問題を取り上げることを積極的に支持。

1994年マラケシュ合意の背景

- 途上国に認めた長い猶予期間
- 途上国の多様化（東アジアの経済発展）
- ソ連の崩壊（1991年12月）
- 米国大統領選（1992年12月）
- 米欧農業合意（1992年12月）

猶予期間

- 先進国
 - 1996年1月1日まで
- 旧社会主義国
 - 2000年1月1日まで
- 途上国
 - 2000年1月1日まで。医薬は2005年1月1日まで
- 後発開発途上国（LDC）
 - 2013年7月1日まで。医薬は2016年1月1日まで

加盟国は現在153か国。
途上国は約110か国で、
うち、LDCは約30か国。

TRIPS合意の意義（日本の視点）

- 先進国レベルの保護水準、保護範囲
- WIPO所管条約の遵守義務
- 最恵国待遇(MFN)の原則 → バイの抑制
- エンフォースメントについての基本原則
- 通商法301条等の一方的措置の禁止

TRIPS合意に対する米国の不満

- 長い猶予期間 & 通商法301条の封殺
- バイオテクノロジーの不十分な保護
- 欧州型(大陸法系)のスタンダード→米国法改正

1990年代後半以降、米国の景気回復
(ニューエコノミー)

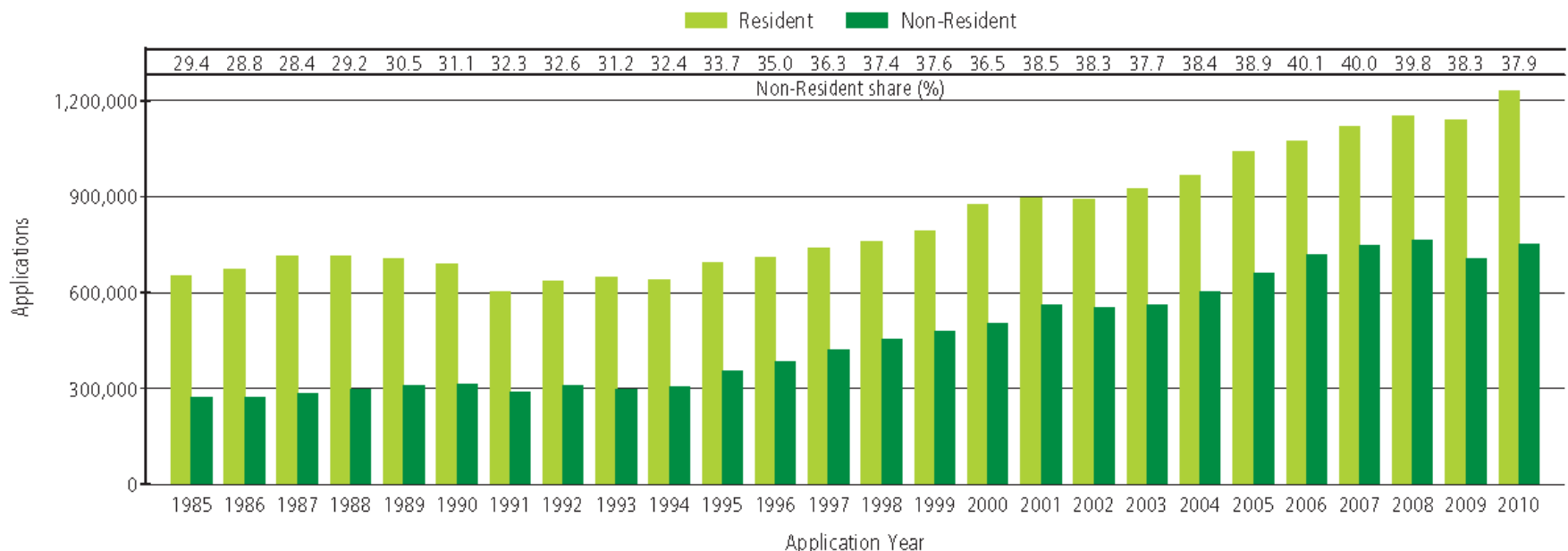
1999年、シアトルWTO会議
2001年、南ア・エイズ訴訟・・・

日本の法改正・政策への影響

- 条約対応法改正（1995年7月1日施行）
 - 特許：原子核変換物質、販売の申出等
 - 商標：ワイン・スピリッツの地理的表示
- プロパテント政策の加速（1996年～）
 - 「21世紀の知的財産を考える懇談会」（同年）による「広くて強い保護」の提言
 - APEC・知財WGタート（同年）、日本のリードで、「TRIPS実施のための地域協力の推進」へ

世界全体の特許出願の推移

Figure A.1.2.1 Resident and non-resident patent applications

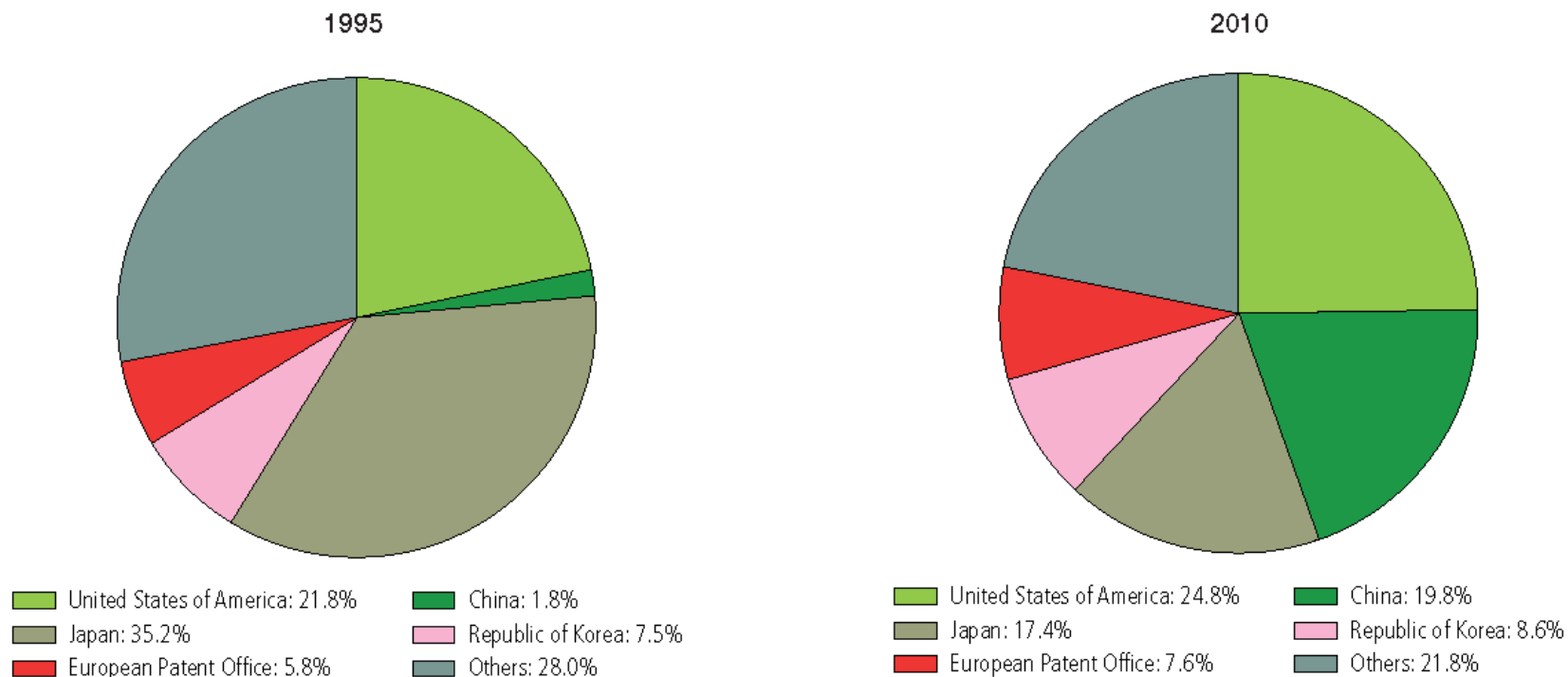


Note: Refer to note for Figure A.1.1.1. In addition, an application at a regional office is considered a resident application if the applicant is a resident of one of its member states; and conversely, is considered a non-resident application if the applicant is not a resident of one of its member states.

Source: WIPO Statistics Database, October 2011

五大特許庁のシェアの変化

Figure A.2.1.3 Share of top five offices in total patent applications



Source: WIPO Statistics Database, October 2011

地域別貿易構造の変化

	1985年	2010年
世界全体	2兆ドル	15兆ドル
先進国	75%	62%
開発途上国	25%	38%
アジア	5%	17%
アジア以外	20%	21%

資料：財団法人国際貿易投資研究所統計データより作成

開発アジェンダとUR実施問題

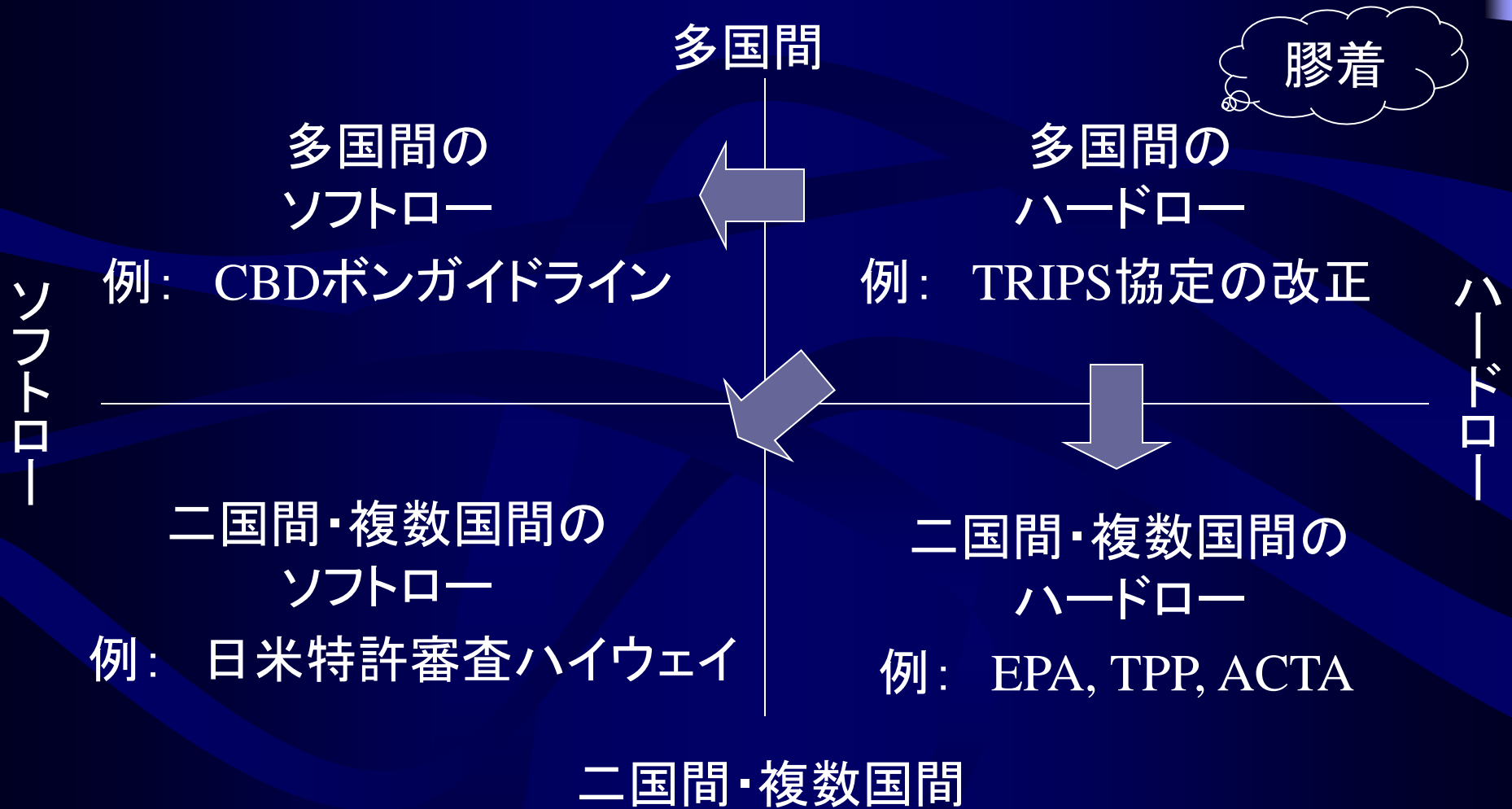
- ドーハ開発アジェンダ(←2000年国連サミット)
 - UR実施問題
 - 技術移転促進措置
 - 生物多様性条約
 - 地理的表表示
 - 途上国に対する特別&差異のある扱い
 - キャパシティ・ビルディング
 - ...

ポストTRIPSのレジームシフト

- エイズ・公衆衛生 (WHO)
- 生物多様性 (CBD)
- 農業・食糧 (FAO)
- 生命倫理 (OECD)
- 途上国の開発 (UN)
- 規格/標準 (TBT)
- 文化多様性 (UNESCO)
- ...



国際ルールづくりの新潮流



これからの政策形成プロセス



オープンで、価値多元的で、分野横断的で、発展的な政策形成